

国立大学法人香川大学職員給与規則

目次

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 給与の支給（第3条 - 第6条）
- 第3章 基本給（第7条 - 第14条）
- 第4章 諸手当（第15条 - 第37条）
- 第5章 賞与（第38条、第39条）
- 第6章 給与の計算（第41条 - 第45条）
- 第7章 その他（第46条 - 第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学就業規則（以下「職員就業規則」という。）第31条の規定に基づき、国立大学法人香川大学（以下「大学法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の区分）

第2条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、本給、調整給及び教職調整給とする。
- (2) 諸手当は、地域保障手当、広域異動手当、管理職手当、有資格職務手当、専門看護等手当、医師調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員手当、当直手当、宅直手当、時間外手当、休日手当及び夜勤手当とする。
- (3) 賞与は、期末給及び勤勉給とする。

第2章 給与の支給

（給与の支給日）

第3条 基本給及び諸手当（以下「基本給等」という。）は毎月17日に、期末給及び勤勉給は6月30日及び12月10日に支給する。ただし、当該日が職員就業規則第53条に規定する休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 前項ただし書に該当する支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、前々日又は前日の金曜日とし、その日が14日となるときは18日とする。

（非常時払い）

第4条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持している者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、基本給等を請求した場合には、給与期間中の基本給等の支給日前であっても、請求日までの基本給等を日割計算により速やかに支給する。

（給与の支払）

第5条 給与は、職員が指定する銀行その他金融機関の本人名義の預金又は貯金の口座に全額を振り込むものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、これを控除する。

- (1) 法令等により給与から控除するものとして定められたもの
- (2) 給与から控除することについて書面で協定されたもの

（日割計算）

第6条 新たに職員になった者には、その日から基本給を支給し、昇格等により基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合は、その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡した場合は、その月末までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の場合における基本給の計算は、日割りによって行う。

5 第1項又は第2項の場合における諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当以外の手当に限る。）の支給は、基本給に準じて日割りによって行う。

第3章 基本給

（本給）

第7条 職員の本給は、その職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して、本給表によりその月額を定めて、これを支給する。

（本給表）

第8条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員 本給表（別表第1 - 1）
- (2) 一般職員 本給表（別表第1 - 2）
- (3) 教育職員 本給表（別表第1 - 3）

- (4) 教育職員 本給表（別表第1 - 4）
- (5) 教育職員 本給表（別表第1 - 5）
- (6) 医療職員 本給表（別表第1 - 6）
- (7) 医療職員 本給表（別表第1 - 7）

（初任給）

第9条 新たに採用する職員の初任給は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して決定するものとする。

（昇格）

第10条 学長は、職員就業規則第11条の規定により昇任した者又は勤務成績が特に良好な者に対して、適用する本給表の上位の級に昇格させることがある。

（降格）

第11条 就業規則第12条の規定により降任したときは、適用する本給表の下位の級に降格させることがある。

（昇給）

第12条 職員の昇給は、原則として、昇給日前に実施されたその者の人事評価結果等を基礎として行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務したときの号俸数を4号俸とすることを標準として決定するものとする。ただし、次の各号に該当する者については、3号俸を標準とする。

- (1) 部長（一般職員 本給表の適用を受ける職員）
- (2) 教授（教育職員 本給表の適用を受け、その職務の級が5級である職員）
- (3) 看護部長

3 55歳（一般職員 本給表の適用を受ける職員）にあつては、57歳）を超える職員を昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、2号俸を標準とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の勤務成績が特に優秀である場合には、第2項及び第3項の規定にかかわらず、それらの号俸を超えて昇給させることがある。

（調整給）

第13条 同一の本給表を適用する職員のうち、業務の複雑性、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境等その他労働条件に差異があると認めるものについては、調整給を支給する。

2 調整給は、別表第2の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員に対して当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第3に掲げる調整基本額にその者に係る別表第2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（教職調整給）

第14条 職員就業規則第2条第3号に規定する附属学校教員（教育職員 又は教育職員 の本給表の適用を受け、職務の級が1級、2級又は特2級である者に限る。）に対して本給月額額の100分の4に相当する額を教職調整給の月額として支給する。

2 教職調整給は、第34条に規定する時間外手当相当額を含むものとする。

第4章 諸手当

（地域保障手当）

第15条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、独立行政法人の職員、国立大学法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）で給与法に定める地域手当（これに相当するものを含む。以下同じ。）の支給を受けていた者が、引き続き職員となった場合において、採用の事情、採用日の前日における勤務地等を考慮して学長が必要であると認めたときは、当該職員には、採用日の前日を受けていた地域手当の支給割合の範囲内で給与法に準じて地域保障手当を採用の日から2年間支給する。

（広域異動手当）

第15条の2 給与法適用者等であつた者から人事交流（学長が定める事由に該当する場合に限る。）により引き続き大学法人職員となった者に対し、給与法に準じて当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

- (1) 300キロメートル以上 100分の6
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の3

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第15条の規定により地域保障

手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域保障手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域保障手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(管理職手当)

第16条 管理又は監督の地位にある職員に、管理職手当を支給する。

2 管理職手当は、別表第4-1の役職欄に掲げる役職を占める職員に適用される本給表の別、職務の級及び役職の区分に応じ、別表第4-2に定める額を支給する。

(有資格職務手当)

第16条の2 業務上必要なものとして置かれる次項の職務を担当する職員には、それぞれの区分に応じ、有資格職務手当を支給する。

2 有資格職務手当の月額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 産業医 7,000円
- (2) 衛生管理者(衛生工学衛生管理者を含む。) 3,000円

(専門看護等手当)

第16条の3 社団法人日本看護協会の資格認定制度である専門看護師、認定看護師の資格を保有する医学部附属病院看護部に所属する看護師及び助産師(看護師長及び副看護師長を含む。)に専門看護等手当を支給する。ただし、当該資格に関連する業務に従事していない場合は、支給しない。

2 専門看護等手当の月額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 専門看護師 5,000円
- (2) 認定看護師 3,000円

3 前項各号のいずれにも該当する場合には、月額5,000円とする。

(医師調整手当)

第17条 医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による補充が困難であると認める職務に従事する職員には、医師調整手当を支給する。

2 医師調整手当の月額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 教授 19,900円
- (2) 准教授 29,900円
- (3) 講師 34,800円
- (4) 助教、助手及び病院助教 44,800円

3 医師調整手当は、63歳に達した日の年度末まで支給する。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。ただし、年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者及び当該職員以外の扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎になっている者を除く。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(以下「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(住居手当)

第19条 住居手当は、自ら居住するため家賃を支払っている職員(大学法人から貸与された宿舎に居住している職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額は、次の表に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

家賃額	手当額
12,000円未満	0円
12,000円以上23,000円未満	家賃額 - 12,000円

23,000 円以上 55,000 円未満	家賃額 × 1/2 - 500 円
55,000 円以上	27,000 円

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。ただし、住居から勤務する場所までの通勤距離が2キロメートル未満の者及び1週あたりの勤務日数が4日未満の者は、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関を利用することを常例とする者(以下「交通機関利用者」という。)
(2) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員(以下「自動車等利用者」という。)

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 交通機関利用者は、6月定期の額の6分の1の額(限度額55,000円)とする。
(2) 自動車等利用者は、住居から勤務する場所までの通勤距離により次のとおりとする。

イ	2キロメートル以上 5キロメートル未満	2,000円
ロ	5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,100円
ハ	10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500円
ニ	15キロメートル以上 20キロメートル未満	8,900円
ホ	20キロメートル以上 25キロメートル未満	11,300円
ヘ	25キロメートル以上 30キロメートル未満	13,700円
ト	30キロメートル以上 35キロメートル未満	16,100円
チ	35キロメートル以上 40キロメートル未満	18,500円
リ	40キロメートル以上 45キロメートル未満	20,900円
ヌ	45キロメートル以上 50キロメートル未満	21,800円
ル	50キロメートル以上 55キロメートル未満	22,700円
ヲ	55キロメートル以上 60キロメートル未満	23,600円
ワ	60キロメートル以上	24,500円

- (3) 交通機関及び自動車等の併用者は、第1号及び第2号の合計額(限度額55,000円)とする。

(単身赴任手当)

第21条 給与法適用者等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者(配偶者がいない場合にあっては満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が60キロメートル未満の職員には支給しない。

2 単身赴任手当の月額額は、職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離により、次のとおりとする。

交通距離		手当額
60キロメートル以上	100キロメートル未満	23,000円
100キロメートル以上	300キロメートル未満	29,000円
300キロメートル以上	500キロメートル未満	35,000円
500キロメートル以上	700キロメートル未満	41,000円
700キロメートル以上	900キロメートル未満	47,000円
900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	53,000円
1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	58,000円
1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	63,000円
1,500キロメートル以上		68,000円

(特殊勤務手当)

第22条 著しく危険、不快又は困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に、次条から第30条の8までに規定する手当を特殊勤務手当として支給する。

(高所作業手当)

第23条 高所作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。

(2) 職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。

2 高所作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)

(2) 前項第2号の手当の額は、作業に従事した日1日につき、220円(当該作業が地上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円)

(死体処理手当)

第24条 死体処理手当は、一般職員 本給表及び一般職員 本給表の適用を受ける職員が、次の各号に掲げる作業に従事した場合に支給する。

(1) 医学部の解剖学、病理学又は法医学に関係する教室に配置されている職員が当該教室における死体の処理作業に従事した場合

(2) 教育研究に必要な死体を外部からの引き取り又は搬送の作業に従事した場合

2 死体処理手当の額は、作業に従事した日1日につき第1号の作業については3,200円、第2号については1,000円とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当は支給しない。

(放射線取扱手当)

第25条 放射線取扱手当は、次の掲げる場合に支給する。

(1) 放射線部所属の技師がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に常時従事する場合

(2) 前号のほか、職員が管理区域内において行う業務で、月の初日から末日までの間に外部放射線を被曝し、その実効線量が100マイクロシベルト以上であったことが認められた場合

2 放射線取扱手当の額は、月額7,000円とする。

(夜間看護手当)

第26条 夜間看護手当は、医学部附属病院看護部所属職員(看護助手を除く。)が、所定の勤務時間による勤務が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、深夜における勤務時間(休憩時間を含む。)に応じ次の各号に掲げる額とする。

(1) 7時間 6,800円

(2) 4時間以上7時間未満 3,300円

(3) 2時間以上4時間未満 2,900円

(4) 2時間未満 2,000円

(教育特殊業務手当)

第27条 教育特殊業務手当は、附属学校教員のうち、教育職員 本給表又は教育職員 本給表の特2級、2級又は1級の者が、次の各号に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で、次に掲げるもの

イ 非常災害時における児童(幼児を含む。以下この項において同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務(その日において業務に従事した時間が職員就業規則第43条第1項に規定する1日の勤務時間(以下「日の通常時間」という。)程度のものに限る。)で泊を伴うもの

(3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務(その日において業務に従事した時間が日の通常時間程度のものに限る。)で泊を伴うもの又は休日に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの

(5) 当該教員が所属する学校(園)の入学試験業務

(6) 当該教員が所属する学校(園)以外の学校(園)長の要請により行う入学試験業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号イの業務 3,200円(災害対策基本法に基づく場合は6,400円)

(2) 前項第1号ロ及びハの業務 3,000円

(3) 前項第2号及び第3号の業務 1,700円

(4) 前項第4号の業務 1,200円

(5) 前項第5号の業務 10,000円

(6) 前項第6号の業務 3,000円

(教育実習等指導手当)

第28条 教育実習等指導手当は、附属学校教員が、当該学校の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は1の教育実習について6日以内に行う準備又は整理の業務で、職員の心身に著しい負担を

与えるもの（当該年度において2以上の教育実習が行われる場合にあっては、合わせて年間24日以内とする。）に従事したときに支給する。

2 教育実習等指導手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第29条 教育業務連絡指導手当は、附属学校教員（附属幼稚園に所属する附属学校教員を除く。）のうち、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事（附属特別支援学校の高等部に置かれるものに限る。）、学科主任、寮務主任、農場長、研究主任及び教育実習主任（生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、寮務主任及び農場長については、3学級未満の学校に置かれるもの並びに学年主任については、3学級未満の学年に置かれるもの及び研究主任及び教育実習主任については、6学級未満の学校に置かれるものを除く。）の職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに、その業務に従事した日1日につき200円を支給する。

（実地指導講師手当）

第30条 実地指導講師手当は、附属学校教員が、教育学部において当該学部の計画に基づき、学部学生に対して授業等を行ったときに支給する。

2 実地指導講師手当の額は、業務に従事した時間1時間につき3,400円とする。

（入試手当）

第30条の2 入試手当は、職員が別表第5に掲げる学部及び大学院の入試業務に従事したときに別表第5に掲げる業務に応じた金額を支給する。

（学位論文審査手当）

第30条の3 学位論文審査手当は、大学教員が、当該研究科の学位論文審査委員として論文博士に係る学位論文の審査を行ったときに、1学位論文につき次の金額を支給する。

(1) 主査 10,000円

(2) 副査・副主査 5,000円

（診療教育手当）

第30条の4 診療教育手当は、医学部附属病院卒後臨床研修プログラムに基づき、研修指導医として登録されて研修医を指導する大学教員及び任期付病院医師に対して、月額10,000円を支給する。

（分娩指導手当）

第30条の5 分娩指導手当は、医学部及び医学部附属病院の大学教員及び任期付病院医師で、医学部附属病院において主治医として分娩業務に従事し、併せて産科領域における医療の習得を目指す者の指導を行った場合に、その分娩業務1回につき20,000円を支給する。

（教員免許講習手当）

第30条の6 教員免許講習手当は、大学教員が本学において実施する教員免許状更新業務を担当したときに支給する。

2 教員免許講習手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教員免許状更新講習担当 1時間につき5,000円

(2) 教員免許状更新修了（履修）認定試験の問題作成及び採点担当

ア 受講生が30人未満の場合 5,000円

イ 受講生が30人以上の場合 10,000円

（救急勤務医手当）

第30条の7 救急勤務医手当は、医学部附属病院の救命救急センターに所属する医師並びに麻酔・ペインクリニック科、集中治療部及び手術部に所属する麻酔医が、事前に割り振られた夜間勤務（午後8時から翌日午前5時までの全時間帯を含む勤務。以下同じ。）に従事した場合、当該職員に夜間勤務1回につき6,000円を支給する。

（夜勤専従手当）

第30条の8 夜勤専従手当は、医学部附属病院看護部に所属する職員のうち、夜間勤務に専従する者に月額14,000円を支給する。

（義務教育等教員手当）

第31条 附属学校教員には義務教育等教員手当を支給する。

2 義務教育等教員手当の月額は、別表第6に定めるところによる。

（当直手当）

第32条 当直勤務を命ぜられた職員には、当直手当を支給する。

2 当直手当の額は、国立大学法人香川大学医学部附属病院当直規則（以下「病院当直規則」という。）及び国立大学法人香川大学農学部附属農場当直規則で定める。

（宅直手当）

第33条 医学部附属病院に勤務する職員のうち、宅直を命ぜられた者には、宅直手当を支給する。

2 宅直手当の額は、病院当直規則で定める。

(時間外手当)

第34条 職員就業規則第42条及び43条第1項に規定する所定勤務時間を超えて勤務すること(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられ、勤務した職員には、当該時間外勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる区分ごとの割合(当該時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加えた割合)を乗じた額を時間外手当として支給する。

- (1) 1か月の時間外勤務が60時間以下 100分の125
- (2) 1か月の時間外勤務が60時間超 100分の150
- (3) 1年間の時間外勤務が360時間超 100分の125

2 前項における1か月の起算日は毎月1日、1年の起算日は毎年4月1日とする。

(休日手当)

第35条 法定休日において勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日手当として支給する。ただし、次条に該当する場合は支給しない。

2 法定休日以外の休日において勤務することを命ぜられた場合は、前条を適用する。

(休日手当の特例)

第36条 法定休日において勤務することを命ぜられ、代休を与えられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の35を休日手当として支給する。

(夜勤手当)

第37条 所定勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第5章 賞与

(期末給)

第38条 期末給は、6月1日及び12月1日(以下本条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。

2 期末給の額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域保障手当及び広域異動手当の月額の合計額(次表(1)に定める職員にあっては、基本給並びにこれに対する地域保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)、次表(2)に定める職員にあっては、その額に本給月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額。)を基礎として、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(特定幹部職員(次表(2)に定める職員のうち、管理職給の区分が一種又は二種であるものをいう。以下同じ。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 役職段階別加算額の加算割合

本給表	職員の区分	加算割合
一般職員	8級に在級する者	100分の20
	7級及び6級に在級する者	100分の15
	5級及び4級に在級する者	100分の10
	3級に在級する者	100分の5
一般職員	5級に在級する者	100分の10
	4級及び3級(81号俸以上の者に限る。)に在級する者	100分の5
教育職員	5級に在級する者	100分の15
	4級及び3級に在級する者	100分の10
	2級に在級する者(29号俸以上の者に限る。)	100分の5

教育職員	4 級に在級する者	1 0 0 分の 1 5
	3 級に在級する者	1 0 0 分の 1 0
	2 級（ 5 7 号俸以上の者に限る。）に在級する者	1 0 0 分の 5
教育職員	4 級に在級する者	1 0 0 分の 1 5
	3 級及び特 2 級に在級する者	1 0 0 分の 1 0
	2 級（ 5 7 号俸以上の者に限る。）に在級する者	1 0 0 分の 5
医療職員	8 級， 7 級及び 6 級に在級する者	1 0 0 分の 1 5
	5 級に在級する者	1 0 0 分の 1 0
	4 級， 3 級及び 2 級（ 7 3 号俸以上の者に限る。）に在級する者	1 0 0 分の 5
医療職員	7 級及び 6 級に在級する者	1 0 0 分の 1 5
	5 級及び 4 級に在級する者	1 0 0 分の 1 0
	3 級及び 2 級（ 6 1 号俸以上の者に限る。）に在級する者	1 0 0 分の 5

(2) 管理職加算額の加算割合

本 給 表	職 務 の 級	管理職給の区分	加 算 割 合
一般職員	7 級以上	一 種	1 0 0 分の 2 5
		二 種	1 0 0 分の 1 5
教育職員	5 級	一 種 二 種・三 種	1 0 0 分の 1 5 1 0 0 分の 1 0

(3) 在職期間別支給割合

在 職 期 間	割 合
6 か月	1 0 0 分の 1 0 0
5 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 8 0
3 か月以上 5 か月未満	1 0 0 分の 6 0
3 か月未満	1 0 0 分の 3 0

3 職員が次の各号の一に該当する場合は，第 1 項の規定にかかわらず，期末給は支給しない。

(1) 無給休職者（業務上又は通勤途上の傷病により休職となっている者を除く。）

(2) 刑事休職者

(3) 自己啓発休業者

(4) 停職者

(5) 育児休業をしている職員のうち，基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間（休暇を含む。）がある職員以外の職員

(6) 第 4 0 条の規定により期末給及び勤勉給を一時差し止める処分を受けた者で，懲戒解雇になった職員又は刑事事件に関し，禁錮以上の刑に処せられたもの

4 第 2 項に規定する在職期間は，職員として在職した期間（職員就業規則第 8 条に定める人事交流職員（以下「人事交流者」という。）にあっては，大学法人採用前の退職手当の基礎となる期間を含む。）とする。

（勤勉給）

第 3 9 条 勤勉給は，基準日に在職する職員に対し，基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- 2 勤勉給の額は、前項の職員が、基準日現在において受けるべき基本給並びにこれに対する地域保障手当及び広域異動手当の月額合計額に役職段階別加算額(前条表(2)に定める職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下勤勉給基礎額という)を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合及び基準日前に実施されたその者の人事評価結果等を基礎とした勤務成績に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

この場合において、勤勉給の支給総額は、当該職員の勤勉給基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域保障手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に、それぞれ100分の67.5(特定幹部職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30
なし	0

- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、勤勉給は支給しない。
- (1) 休職者(業務上又は通勤途上の傷病により休職となっている者を除く。)
 - (2) 自己啓発休業者
 - (3) 大学法人のサバティカル制度に基づき、国内外の教育研究機関において研究活動に従事する職員(以下「サバティカル制度適用者」という。)
 - (4) 停職者
 - (5) 育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において実際に勤務した期間がある職員以外の職員
 - (6) 次条の規定により期末給及び勤勉給を一時差止める処分を受けた者で、懲戒解雇になった職員又は刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられたもの
- 4 前条第4項の規定は、勤勉給の勤務期間について準用する。

(期末給及び勤勉給の一時差止)

- 第40条 学長は、刑事事件にかかわった者及びかかわったと思われる者の期末給及び勤勉給を一時差止めることができる。
- 2 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 一時差止処分を受けた者が、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに一時差止処分を取り消すものとする。
- (1) 当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 当該刑事事件に関し公訴を提起しない処分があった場合(不起訴処分)
 - (3) 当該刑事事件に関し起訴されることなく、一時差止処分に係る期末・勤勉給の基準日から起算して5か月を経過した場合(ただし、逮捕されているとき等、これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときを除く。)

第6章 給与の計算

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第41条 勤務1時間当たりの給与額は、基本給及び諸手当(労基法第37条第5項に定める給与を除く。)の合計額に12を乗じ、その額を年間の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(休職者の給与)

- 第42条 職員が職員就業規則第16条第1項により休職にされたときの給与は次のとおりとする。
- (1) 職員就業規則第16条第1項第1号
 - イ 業務上及び通勤途上の場合 不支給
(ただし、期末給は100分の100支給)
 - ロ 業務外の場合 100分の80支給(ただし、1年間に限る。)
 - (2) 職員就業規則第16条第1項第2号 100分の60以内支給
 - (3) 職員就業規則第16条第1項第3号 不支給
 - (4) 職員就業規則第16条第1項第4号 100分の70以内支給
 - (5) 職員就業規則第16条第1項第5号 不支給
 - (6) 職員就業規則第16条第1項第6号 学長がその都度決定

(サバティカル制度適用者の給与)

第42条の2 サバティカル制度適用者に対しては、100分の30以内の給与を減額する。

(給与の減額)

第43条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間につき第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(端数計算)

第44条 第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
2 この規則により計算した給与の確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(育児・介護休業職員の給与)

第45条 育児休業(育児短期時間勤務を含む。)及び介護休業(介護短期時間勤務を含む。)をした職員に対する給与については、国立大学法人香川大学育児・介護休業等規則で定める。

第7章 その他

(管理監督者の適用除外)

第46条 第16条の2及び第34条から第36条までの規定は、管理監督者(管理職手当が支給されている職員をいう。)には適用しない。

(特殊な職員の給与)

第47条 この規則の規定によりがたい場合における給与の決定は、その都度、学長が行う。

(雑則)

第48条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、学長が決定する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(昇給停止年齢の特例)

2 平成11年4月1日前から給与法の適用を受け引き続き国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定に基づき職員(以下「承継職員」という。)となった者のうち55歳(一般職員 本給表適用者は57歳)を超える昇給については、下記により昇給させるものとする。

(1) 一般職員 本給表適用者以外の職員

イ 生年月日が昭和21年4月1日以前の者 55歳に達した日後も平成11年改正前の給与法における従前の例により昇給させる。

ロ 生年月日が昭和21年4月2日から昭和24年4月1日の者 55歳に達した日後も、1回に限り、平成11年改正前の給与法における従前の例により昇給させる。

(2) 一般職員 本給表適用者職員

生年月日が昭和22年4月1日以前の者 57歳に達した日後も平成11年改正前の給与法における従前の例により昇給させる。

3 人事交流等により大学法人職員となった者について他の職員との権衡上必要があるときは、前項により昇給させることがある。

(住居手当の特例)

4 承継職員のうち、施行日の前日において給与法に規定する住居手当が支給されていて、支給要件の相違により第19条の規定による住居手当が支給されなくなる職員には、給与法に規定する住居手当相当額を給与法の規定を準用して、この規則の住居手当として支給する。

(期末給及び勤勉給の特例)

5 第38条に規定する期末給及び第39条に規定する勤勉給において、承継職員の施行日の前日までの期間は、この規則による在職期間及び勤務期間とみなす。

(指定職適用者の特例)

6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法に規定する指定職俸給表の適用を受けていた職員の給与については、この規則を適用せず、別に定めるところによる。

(管理職手当の特例)

7 承継職員のうち、施行日の前日に受給していた給与法に規定する俸給の調整額の支給割合が、第16条に規定する管理職手当の支給割合より高い職員に対しては、給与法に規定する俸給の調整額の支給割合に相当する区分に応じた支給割合の管理職手当を支給する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則
1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(在職者の給与)

2 平成18年4月1日(以下「施行日」という。)の前日に在職する者の施行日以降の給与は、学長が決定する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員又はこれに準ずる職員で、前項の規定に基づきその者の受ける本給月額(これに準ずる職員にあっては受けていたとみなす本給月額)が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、前2項の規定による本給を支給される職員との権衡を考慮し、当該職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

(昇給に関する経過措置)

6 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第12条の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、「2号俸」とあるのは「1号俸」とする。

(調整給に関する経過措置)

7 調整給支給対象職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、第13条第2項の規定による調整給のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整給として支給する。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで | 100分の100 |
| (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | 100分の75 |
| (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで | 100分の50 |
| (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで | 100分の25 |

8 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き調整給適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員
同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに調整給適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに調整給適用職員となったとした場合に改正前の給与規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号俸を基礎として適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をすることとなった職員(施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動に該当することとなったとした場合(本給表の適用を異にする異動をすることとなった日以後に新たに調整給適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに調整給適用職員となり、同日に本給表の適用を異にする異動をすることとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号俸を基礎として適用されることとなる調整基本額
- (4) 施行日以後に、人事交流者として新たに本給表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に本給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合にその者に適用されることとなる調整基本額

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 施行日の前日に改正前の職員給与規則第16条の規定により管理職手当を支給されていた職員のうち、施行日以降も引き続き同じ職に就くことにより改正後の規則の規定による管理職手当額が支給される職員で、当該管理職手当の額が施行日の前日に受けていた管理職手当の額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当額と施行日の前日に受けていた管理職手当との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 施行日以後に人事交流等職員となった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前項に掲げる職員に準ずるものとして学長が認める職員には、前項の規定に準じて支給する

- 4 本則の規定にかかわらず、総合情報センター長及び総合生命科学研究センター長（平成19年3月31日において管理職手当を支給されていた者に限る。）にあっては五種の管理職手当を任期中に限り支給する。ただし、再任又は任期を更新された場合はこの規則によるものとする。

- （平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 5 平成20年3月31日までの間においては、新規則第15条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

- （広域異動手当に関する経過措置）
- 6 新規則15条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行日の前日までの間に新たに職員となった者についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

附 則
この規則は、平成19年6月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成19年7月26日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成20年1月15日から施行する。ただし、人事交流（退職手当を通算される場合に限る。）により退職した職員及び平成19年11月30日に在職していた職員については、平成19年4月1日から適用する。

- 附 則
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（管理職手当に関する経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き次に掲げる職を命じられている職員については、第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、再任又は任期が更新された場合は、この限りでない。
- (1) 教育研究評議会評議員
 - (2) 教育学部附属教育実践総合センター長
 - (3) 農学部附属農場長
 - (4) 附属学校校長、園長

附 則
この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成21年6月11日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

- 附 則
- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- （平成18年附則第3項の読替）
- 2 施行日において、附則別表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるもの以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）については、平成18年4月1日施行附則第3項中「同日において受けていた本給月額」を「同日において受けていた本給月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」に読み替える。

- （平成18年附則第8項の読替）
- 3 減額改定対象職員である者については、平成18年4月1日施行附則第8項中「調整基本額」を「調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額」に読み替える。

(平成19年附則第2項の読替)

- 4 減額改定対象職員である者にあつては、平成19年4月1日施行附則第2項中「施行日の前日に受けていた管理職手当の額」を「施行日の前日に受けていた管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額」に読み替える。

附則別表

本給表	職務の級	号 俸
一般職員 本給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から24号俸
	3級	1号俸から8号俸
一般職員 本給表	1級	1号俸から68号俸
	2級	1号俸から32号俸
教育職員 本給表	1級	1号俸から48号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から12号俸
教育職員 本給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
教育職員 本給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から44号俸
	特2級	1号俸から4号俸
医療職員 本給表	1級	1号俸から52号俸
	2級	1号俸から32号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸
医療職員 本給表	1級	1号俸から56号俸
	2級	1号俸から40号俸
	3級	1号俸から16号俸
	4級	1号俸から4号俸

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳超え職員に対する給与の減額措置)

- 2 職員(附則別表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額に達しない場合(以下この項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額(以下この項及び第4項において「本給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域保障手当 当該特定職員の本給月額に対する地域保障手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域保障手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 期末給 当該特定職員の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のとおり読み替えて得た額
- イ 口以外の場合 第38条第2項中「期末給の額は、それぞれ」を「それぞれ」に、「職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額」を「当該特定職員が受けるべき本給月額」に、「これらに」を「これに」に、「基本給並びにこれに対する地域保障手当及び広域異動手当の合計額」を「当該合計額」に、「乗じて得た額とする。」を「乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額」に読み替える。
- ロ 最低号俸に達しない場合 第38条第2項中「期末給の額は、それぞれ」を「それぞれ」に、「職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額」を「当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額」に、「これらに」を「これに」に、「基本給並びにこれに対する地域保障手当及び広域異動手当の合計額」を「当該合計額」に、「乗じて得た額とする。」を「乗じて得た額」に読み替える。
- (5) 勤勉給 当該特定職員の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のとおり読み替えて得た額
- イ 口以外の場合 第39条第2項中「勤勉給の額は、予算の範囲内において、前項の職員が、それぞれ」を「それぞれ」に、「受けるべき基本給」を「当該特定職員が受けるべき本給月額」に、「役職段階別加算額」を「附則第2項第5号イで読替後の役職段階別加算額」に、「管理職加算額」を「附則第2項第5号イで読替後の管理職加算額」に、「乗じて得た額とする。」を「乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額」に読み替える。
- ロ 最低号俸に達しない場合 第39条第2項中「勤勉給の額は、予算の範囲内において、前項の職員が、それぞれ」を「それぞれ」に、「受けるべき基本給」を「当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額」に、「役職段階別加算額」を「附則第2項第5号ロで読替後の役職段階別加算額」に、「管理職加算額」を「附則第2項第5号ロで読替後の管理職加算額」に、「乗じて得た額とする。」を「乗じて得た額」に読み替える。
- (6) 第42条第1号、第2号、第4号又は第6号の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第42条第1号イ 不支給(ただし、期末給は第4号に定める額)
- ロ 第42条第1号ロ 第1号から第4号までに定める額に第42条第1号ロに定める割合を乗じて得た額
- ハ 第42条第2号 第1号から第3号までに定める額に、第42条第2号に定める割合を乗じて得た額
- ニ 第42条第4号 第1号から第4号までに定める額に第42条第4号に定める割合を乗じて得た額
- ホ 第42条第6号 第1号から第4号までに定める額に当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- (7) 第42条の2の規定により支給される給与 第1号から第4号までに定める額に当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(附則第2項の適用を受ける職員の管理職手当)

- 3 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第16条に規定する管理職手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額)とする。

(附則第2項の適用を受ける職員の勤務1時間当たりの給与額)

- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第34条から第37条まで及び第43条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第41条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、本給月額並びにこれに対する地域保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を年間の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域保障手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を年間の所定勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

(平成18年附則第3項の読替)

- 5 平成18年4月1日施行附則第3項中「同日において受けていた本給月額」を「同日において受けていた本給月額に100分の99.83(平成21年12月1日施行附則第2項に定める減額改定対象職員にあっては、100分の99.59)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)」に、「その差額に相当する額」を「その差額に相当する額(附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」に読み替える。

(平成19年附則第2項の読替)

- 6 平成19年4月1日施行附則第2項中「施行日の前日に受けていた管理職手当の額」を「施行日の前日に受けていた管理職手当の額に100分の99.83(平成21年12月1日施行附則第4項に定める減額改定対象職員にあっては、100分の99.59)を乗じて得た額」に、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」を「当該各号に定める割合を乗じて得た額(附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」に読み替える。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替)

- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附則別表

本給表	職務の級
一般職員 本給表	6級
教育職員 本給表	5級
教育職員 本給表	4級
教育職員 本給表	4級
医療職員 本給表	6級
医療職員 本給表	6級

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 施行日において43歳に満たない職員(同日において、本給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成21年7月1日(以下この項において「調整対象昇給日」という。)において第12条第1項の規定により昇給した職員(調整対象昇給日に決定された昇給の号俸数が、平成18年4月1日施行附則第6項の適用がないものとした場合に調整対象昇給日に決定されることとなる昇給の号俸数と等しくなる職員等を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の施行日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号俸の調整)

- 2 施行日において36歳に満たない職員のうち、平成20年7月1日(以下この項において「調整対象昇給日」という。)において第12条第1項の規定により昇給した職員(調整対象昇給日に決定された昇給の号俸数が、平成18年4月1日施行附則第6項の適用がないものとした場合に調整対象昇給日に決定されることとなる昇給の号俸数と等しくなる職員等を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の施行日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(平成18年附則第3項の読替)

- 3 平成18年4月1日施行附則第3項中「同日において受けていた本給月額」を「同日において受けていた本給月額に100分の99.34(平成21年12月1日施行附則第2項に定める減額改定対象職員にあっては、100分の99.1)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)」に、「その差額に相当する額を本給として支給する。」を「その差額に相当する額(平成22年12月1日施行附則第2項の規定による特定職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を減じた額を、平成26年3月31日までの間、本給として支給する。」に読み替える。

別表第1-1

一般職員 本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100

38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				

83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
86	239,700	294,800	343,200	383,900					
87	240,400	295,100	343,700	384,500					
88	241,100	295,500	344,200	385,100					
89	241,900	295,800	344,600	385,800					
90	242,400	296,200	345,100	386,400					
91	242,900	296,600	345,600	387,000					
92	243,400	297,000	346,100	387,600					
93	243,700	297,100	346,300	388,300					
94		297,500	346,800						
95		297,900	347,300						
96		298,300	347,800						
97		298,500	347,900						
98		298,900	348,400						
99		299,300	348,900						
100		299,700	349,400						
101		299,900	349,700						
102		300,300	350,100						
103		300,700	350,500						
104		301,100	350,900						
105		301,300	351,400						
106		301,600	351,800						
107		302,000	352,200						
108		302,400	352,600						
109		302,600	353,100						
110		303,000	353,500						
111		303,400	353,900						
112		303,700	354,200						
113		303,800	354,700						
114		304,200							
115		304,600							
116		305,000							
117		305,200							
118		305,500							
119		305,800							
120		306,100							
121		306,500							
122		306,800							
123		307,100							
124		307,400							
125		307,800							

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第 1 - 2

一般職員 本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800

38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	
71	204,700	254,400	285,300	314,800	
72	205,300	255,000	286,100	315,300	
73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100	
75	207,300	256,200	288,600	316,600	
76	208,100	256,700	289,400	317,100	
77	208,500	257,300	290,000	317,300	
78	209,200	257,800	290,600	317,700	
79	209,900	258,300	291,100	318,100	
80	210,600	258,800	291,500	318,500	
81	211,300	259,200	292,000	319,000	
82	212,000	259,500	292,500	319,400	

83	212,700	259,800	293,000	319,800	
84	213,400	260,100	293,500	320,200	
85	214,100	260,300	293,900	320,500	
86	214,800	260,700	294,500	320,900	
87	215,500	261,000	295,100	321,300	
88	216,200	261,300	295,700	321,700	
89	216,800	261,500	296,000	322,000	
90	217,400	261,700	296,500	322,400	
91	218,000	262,100	297,000	322,800	
92	218,600	262,300	297,500	323,200	
93	219,100	262,600	297,900	323,400	
94	219,600	263,000	298,400	323,800	
95	220,100	263,400	298,900	324,200	
96	220,600	263,800	299,400	324,600	
97	221,200	264,000	299,700	324,900	
98	221,700	264,300	300,200	325,300	
99	222,200	264,500	300,700	325,700	
100	222,700	264,800	301,200	326,100	
101	223,300	265,100	301,600	326,400	
102	223,900	265,300	302,000		
103	224,500	265,600	302,400		
104	225,100	265,900	302,800		
105	225,500	266,100	303,100		
106	226,000	266,400	303,500		
107	226,500	266,700	303,900		
108	227,000	267,000	304,300		
109	227,200	267,300	304,700		
110	227,600	267,600	305,100		
111	228,100	267,900	305,500		
112	228,600	268,200	305,900		
113	229,100	268,400	306,100		
114	229,600	268,700	306,500		
115	230,100	269,000	306,900		
116	230,600	269,300	307,300		
117	231,000	269,600	307,600		
118	231,400	269,900	308,000		
119	231,800	270,200	308,400		
120	232,200	270,500	308,800		
121	232,600	270,600	309,000		
122		270,900	309,400		
123		271,200	309,800		
124		271,500	310,200		
125		271,600	310,400		
126		271,900	310,800		
127		272,200	311,200		

128		272,500	311,600		
129		272,600	311,800		
130		272,900	312,200		
131		273,200	312,600		
132		273,500	313,000		
133		273,600	313,200		
134		273,900			
135		274,200			
136		274,500			
137		274,600			

備考 この表は、機器の運転操作、大学施設の保守管理、医療労務等これらに準ずる技能的業務に従事する者に適用する。

別表第1- 3

教育職員 本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
号 俸	円	円	円	円	円
1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000
2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500
3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000
4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500
5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100
6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600
7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100
8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600
9	180,300	222,200	288,900	344,300	427,900
10	183,100	224,600	291,800	347,600	430,400
11	185,800	227,000	294,700	350,900	432,900
12	188,500	229,400	297,600	354,200	435,400
13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,200
14	193,100	234,100	302,800	360,000	439,500
15	195,000	236,500	305,300	362,600	441,900
16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,200
17	198,900	241,100	310,200	367,900	446,600
18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,000
19	202,500	247,300	315,800	372,500	451,400
20	204,300	250,400	318,600	374,800	453,800
21	206,100	253,500	321,200	377,000	456,300
22	208,000	256,600	324,000	379,100	458,700
23	209,900	259,700	326,800	381,200	461,100
24	211,800	262,800	329,600	383,300	463,500
25	213,800	265,800	332,100	385,300	465,500
26	215,900	268,800	334,600	387,200	467,700
27	218,000	271,800	337,100	389,100	469,900
28	220,100	274,800	339,600	391,000	472,100
29	222,100	277,800	342,000	393,000	474,300
30	224,400	280,500	344,200	394,800	476,600
31	226,700	283,200	346,400	396,600	478,800
32	229,000	285,900	348,600	398,400	481,000
33	231,400	288,500	350,900	400,200	483,000
34	233,300	291,400	353,200	402,000	485,200
35	235,200	294,200	355,500	403,800	487,500
36	237,100	297,000	357,800	405,600	489,800
37	239,000	299,800	359,900	407,200	492,000

38	241,100	302,100	362,000	408,900	494,000
39	243,100	304,400	364,100	410,600	496,000
40	245,100	306,700	366,100	412,300	498,000
41	247,200	308,900	368,100	413,700	500,100
42	249,100	310,100	370,000	415,300	502,000
43	251,000	311,300	371,900	416,900	503,900
44	252,900	312,500	373,800	418,500	505,800
45	254,700	313,600	375,800	419,900	507,800
46	256,600	314,800	377,600	421,500	509,600
47	258,500	316,000	379,400	423,100	511,500
48	260,400	317,200	381,200	424,700	513,400
49	262,000	318,200	383,100	426,300	515,200
50	263,300	319,300	384,900	427,600	517,000
51	264,500	320,400	386,700	428,900	518,900
52	265,800	321,500	388,500	430,200	520,800
53	266,800	322,700	389,900	431,000	522,700
54	267,900	323,800	391,400	432,000	524,400
55	269,000	324,900	392,900	432,900	526,100
56	270,100	326,000	394,500	433,800	527,800
57	271,300	327,100	395,900	434,800	529,500
58	272,500	328,200	397,300	435,700	530,800
59	273,700	329,300	398,800	436,700	532,100
60	274,900	330,300	400,300	437,600	533,400
61	275,900	331,400	401,700	438,500	534,700
62	277,000	332,500	403,200	439,500	535,700
63	278,100	333,600	404,700	440,600	536,700
64	279,200	334,700	406,200	441,700	537,700
65	280,200	335,700	407,200	442,600	538,500
66	281,300	336,800	408,300	443,600	539,400
67	282,400	337,900	409,400	444,600	540,300
68	283,500	339,000	410,500	445,600	541,200
69	284,500	340,000	411,500	446,600	542,100
70	285,600	341,100	412,400	447,600	542,900
71	286,700	342,200	413,300	448,600	543,800
72	287,800	343,300	414,100	449,600	544,700
73	288,700	344,000	415,000	450,700	545,600
74	289,800	345,000	415,900	451,700	546,500
75	290,900	346,000	416,700	452,700	547,400
76	292,000	347,000	417,600	453,700	548,300
77	292,900	348,100	418,300	454,600	549,200
78	293,900	349,100	418,900	455,200	550,100
79	294,900	350,100	419,500	455,900	551,000
80	295,900	351,100	420,100	456,600	551,900
81	297,000	352,100	420,400	457,400	552,800
82	297,900	353,100	421,000	458,100	

83	298,800	354,100	421,600	458,800	
84	299,700	355,100	422,200	459,500	
85	300,600	355,700	422,600	460,000	
86	301,500	356,300	423,200	460,700	
87	302,400	356,900	423,800	461,400	
88	303,300	357,500	424,400	462,100	
89	303,900	358,200	424,900	462,600	
90	304,600	358,700	425,500	463,300	
91	305,300	359,100	426,100	463,900	
92	306,000	359,600	426,700	464,600	
93	306,700	360,100	427,000	465,100	
94	307,300	360,500	427,500	465,800	
95	307,900	361,000	428,000	466,500	
96	308,500	361,500	428,500	467,200	
97	309,200	362,100	429,100	467,700	
98	309,800	362,600	429,600	468,300	
99	310,400	363,100	430,100	469,000	
100	311,000	363,600	430,600	469,700	
101	311,400	364,000	431,000	470,200	
102	311,800	364,500	431,500		
103	312,200	365,000	432,000		
104	312,600	365,500	432,500		
105	312,900	366,000	433,100		
106	313,300	366,500	433,600		
107	313,600	367,000	434,100		
108	313,900	367,500	434,600		
109	314,300	368,100	435,200		
110	314,600	368,600	435,700		
111	315,000	369,100	436,200		
112	315,400	369,600	436,700		
113	315,700	370,200	437,300		
114	316,100	370,700	437,800		
115	316,500	371,200	438,300		
116	316,900	371,700	438,800		
117	317,100	372,100	439,400		
118	317,400	372,600			
119	317,800	373,100			
120	318,200	373,600			
121	318,500	373,900			
122	318,900	374,400			
123	319,300	374,900			
124	319,700	375,400			
125	319,900	375,800			
126	320,300	376,300			
127	320,700	376,800			

128	321,100	377,300			
129	321,300	377,800			
130	321,700	378,300			
131	322,100	378,800			
132	322,500	379,300			
133	322,700	379,800			
134	323,000	380,300			
135	323,400	380,800			
136	323,700	381,300			
137	323,800	381,800			
138	324,100	382,300			
139	324,400	382,800			
140	324,700	383,300			
141	325,100	383,800			
142	325,400				
143	325,700				
144	326,000				
145	326,400				
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,700				
150	328,000				
151	328,300				
152	328,500				
153	328,800				
154	329,100				
155	329,400				
156	329,700				
157	330,100				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務職員並びに
病院助教に適用する。

別表第1- 4

教育職員 本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円
1	148,800	192,800	330,600	422,000
2	150,300	194,500	332,900	423,800
3	151,800	196,200	335,200	425,600
4	153,300	197,900	337,500	427,400
5	154,900	199,700	339,800	429,100
6	156,800	201,400	342,100	430,700
7	158,600	203,100	344,400	432,600
8	160,400	204,800	346,700	434,500
9	162,200	206,600	348,900	436,300
10	164,300	208,500	351,100	438,100
11	166,300	210,400	353,300	440,000
12	168,300	212,300	355,500	441,900
13	170,300	214,000	357,700	443,600
14	172,500	216,000	359,700	445,500
15	174,700	218,000	361,800	447,400
16	176,900	220,000	363,900	449,300
17	179,200	221,900	365,900	451,100
18	181,800	224,600	367,900	453,000
19	184,300	227,300	369,900	454,900
20	186,800	230,000	371,900	456,800
21	189,300	232,800	374,000	458,400
22	191,000	235,700	376,000	460,300
23	192,700	238,600	378,000	462,200
24	194,400	241,500	380,000	464,000
25	195,900	244,300	381,600	465,700
26	197,600	247,100	383,500	467,400
27	199,300	249,900	385,400	469,100
28	201,000	252,700	387,300	470,800
29	202,500	255,500	389,200	472,600
30	204,200	258,100	391,200	474,300
31	205,900	260,700	393,200	475,900
32	207,600	263,300	395,200	477,600
33	209,200	265,700	397,100	479,300
34	211,000	268,300	398,800	480,300
35	212,800	270,800	400,500	481,300
36	214,600	273,300	402,300	482,300

37	216,300	275,800	403,500	483,400
38	218,100	278,400	405,000	
39	219,900	281,000	406,400	
40	221,700	283,600	407,900	
41	223,600	286,100	409,600	
42	225,400	288,700	411,000	
43	227,200	291,200	412,400	
44	229,000	293,700	414,000	
45	230,900	296,000	415,700	
46	232,600	298,700	417,000	
47	234,300	301,400	418,600	
48	236,000	304,100	420,200	
49	237,600	306,600	421,900	
50	239,300	309,100	423,300	
51	241,000	311,600	424,900	
52	242,700	314,100	426,500	
53	244,100	316,500	428,200	
54	245,800	318,700	429,700	
55	247,400	320,900	431,300	
56	249,100	323,100	432,900	
57	250,600	325,400	434,500	
58	252,200	327,600	436,100	
59	253,800	329,800	437,600	
60	255,400	331,900	439,200	
61	257,000	334,100	440,800	
62	258,600	336,300	442,400	
63	260,200	338,500	443,900	
64	261,700	340,700	445,500	
65	263,200	342,900	447,200	
66	264,900	345,100	448,700	
67	266,500	347,300	450,300	
68	268,200	349,500	451,900	
69	269,700	351,500	453,500	
70	271,200	353,600	455,100	
71	272,700	355,700	456,700	
72	274,200	357,800	458,300	
73	275,500	359,600	459,800	
74	276,900	361,500	460,800	
75	278,300	363,500	461,800	
76	279,700	365,400	462,800	
77	281,100	367,400	463,600	
78	282,300	369,100		
79	283,500	370,800		
80	284,700	372,500		
81	286,000	374,200		

82	287,200	375,700		
83	288,400	377,200		
84	289,600	378,700		
85	290,900	379,800		
86	292,100	381,200		
87	293,300	382,600		
88	294,500	384,000		
89	295,700	385,300		
90	296,900	386,600		
91	298,100	387,900		
92	299,300	389,200		
93	300,100	390,600		
94	301,300	391,800		
95	302,500	393,100		
96	303,700	394,400		
97	304,700	395,800		
98	305,800	396,800		
99	306,900	397,900		
100	308,000	399,000		
101	308,900	399,900		
102	310,000	400,900		
103	311,100	402,000		
104	312,200	403,100		
105	312,800	403,900		
106	313,700	404,900		
107	314,500	405,900		
108	315,300	406,900		
109	316,200	407,800		
110	316,700	408,700		
111	317,200	409,600		
112	317,700	410,500		
113	318,300	411,100		
114	318,800	411,900		
115	319,300	412,700		
116	319,800	413,500		
117	320,400	414,300		
118	320,900	415,100		
119	321,400	415,800		
120	321,900	416,600		
121	322,400	417,200		
122	322,800	417,700		
123	323,300	418,200		
124	323,800	418,700		
125	324,400	419,100		
126	324,800	419,600		

127	325,200	420,100		
128	325,600	420,600		
129	325,900	421,000		
130	326,300	421,500		
131	326,700	422,000		
132	327,100	422,500		
133	327,300	422,900		
134	327,500	423,400		
135	327,800	423,900		
136	328,100	424,400		
137	328,400	424,800		
138	328,600			
139	328,900			
140	329,200			
141	329,400			
142	329,700			
143	330,000			
144	330,300			
145	330,600			
146	330,900			
147	331,200			
148	331,500			
149	331,700			
150	331,900			
151	332,200			
152	332,500			
153	332,700			

備考 1 この本給表は、教育学部附属特別支援学校の教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。

2 この本給表の適用を受ける職員のうち、3級の者は、この表の額に、7,700円を加算した額とする。

別表第1-5

教育職員 本給表

職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000

37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
38	217,400	247,100	347,500	372,800	
39	219,100	249,900	349,500	374,400	
40	220,800	252,700	351,500	376,000	
41	222,600	255,500	353,500	377,400	
42	224,400	258,100	355,300	378,900	
43	226,200	260,700	357,100	380,400	
44	228,000	263,300	358,900	381,900	
45	229,900	265,700	360,700	383,500	
46	231,600	268,300	362,400	385,100	
47	233,300	270,800	364,100	386,700	
48	235,000	273,300	365,700	388,300	
49	236,700	275,800	367,200	389,800	
50	238,400	278,400	368,800	391,300	
51	240,100	281,000	370,500	392,800	
52	241,800	283,600	372,200	394,300	
53	243,100	286,100	373,900	395,500	
54	244,800	288,700	375,400	396,800	
55	246,400	291,200	376,900	397,900	
56	248,100	293,700	378,400	399,100	
57	249,600	296,000	379,900	400,600	
58	251,100	298,700	381,300	401,800	
59	252,600	301,400	382,700	403,100	
60	254,100	304,100	384,100	404,400	
61	255,700	306,600	385,000	405,700	
62	257,200	309,100	386,200	406,800	
63	258,700	311,600	387,400	408,200	
64	260,100	314,100	388,600	409,600	
65	261,400	316,500	389,700	410,800	
66	263,000	318,700	390,900	411,900	
67	264,600	320,900	391,900	413,100	
68	266,100	323,100	393,000	414,300	
69	267,800	325,400	394,200	415,300	
70	269,300	327,600	395,300	416,500	
71	270,800	329,800	396,400	417,700	
72	272,300	331,900	397,600	418,900	
73	273,600	334,100	398,700	419,800	
74	274,900	336,300	399,800	420,600	
75	276,200	338,500	400,900	421,400	
76	277,500	340,700	402,000	422,200	
77	278,900	342,700	402,900	422,900	
78	280,100	344,600	403,900	423,700	
79	281,300	346,500	404,900	424,500	
80	282,500	348,400	405,900	425,300	
81	283,800	350,200	406,800	426,100	

82	285,000	352,000	407,600	426,800	
83	286,200	353,800	408,400	427,400	
84	287,400	355,600	409,200	428,100	
85	288,500	357,100	410,000	428,800	
86	289,500	358,800	410,800	429,500	
87	290,500	360,500	411,600	430,200	
88	291,500	362,100	412,400	430,900	
89	292,600	363,800	413,200	431,600	
90	293,500	365,100	413,900	432,300	
91	294,400	366,500	414,600	433,000	
92	295,300	367,900	415,300	433,700	
93	295,800	369,400	415,800	434,200	
94	296,600	370,700	416,500		
95	297,400	372,000	417,200		
96	298,200	373,300	417,900		
97	299,100	374,300	418,400		
98	299,900	375,300	419,000		
99	300,700	376,300	419,600		
100	301,500	377,300	420,100		
101	302,400	378,400	420,600		
102	302,900	379,400	421,200		
103	303,400	380,400	421,800		
104	303,900	381,400	422,300		
105	304,100	382,300	422,700		
106	304,500	383,200	423,300		
107	304,800	384,100	423,900		
108	305,100	385,100	424,400		
109	305,300	386,000	424,900		
110	305,600	387,000			
111	305,900	388,000			
112	306,200	389,000			
113	306,400	389,600			
114	306,600	390,500			
115	306,800	391,400			
116	307,100	392,300			
117	307,400	393,200			
118	307,700	394,000			
119	308,000	394,800			
120	308,300	395,600			
121	308,400	396,300			
122	308,700	397,100			
123	309,000	397,900			
124	309,300	398,700			
125	309,500	399,400			
126		400,100			

127		400,800			
128		401,500			
129		402,200			
130		402,900			
131		403,600			
132		404,300			
133		404,600			
134		405,200			
135		405,800			
136		406,400			
137		406,800			
138		407,400			
139		408,000			
140		408,600			
141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			

備考1 この本給表は、教育学部附属の中学校、小学校、幼稚園の教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に
適用する。

2 この本給表の適用を受ける職員のうち、3級の者は、この表の額に、
7,500円を加算した額とする。

別表第1-6

医療職員 本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	442,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	445,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	448,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	450,600
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	453,200
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	455,800
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	458,400
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	461,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200	463,500
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500	466,000
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700	468,600
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000	471,200
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100	473,700
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100	475,200
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200	476,600
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400	478,100
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300	479,700
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300	481,200
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400	482,700
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500	484,200
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300	485,700
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900	487,200
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500	488,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100	490,200
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600	491,800
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	493,300
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200	494,800
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500	496,300
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900	497,900
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200	499,100
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500	500,300
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700	501,500
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900	502,800
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200	503,800
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500	504,800
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800	505,800

37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100	506,800	
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900		
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700		
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500		
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100		
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900		
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700		
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500		
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100		
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900		
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700		
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500		
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100		
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900		
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700		
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500		
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100		
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400			
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100			
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800			
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400			
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100			
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800			
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500			
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800			
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400			
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100			
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800			
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300			
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400				
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100				
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800				
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300				
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900				
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500				
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100				
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700				
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300				
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900				
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500				
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000				
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600				
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200				
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800				
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500				

82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100			
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700			
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300			
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000			
86		291,900	328,500	350,300				
87		292,100	328,800	350,700				
88		292,300	329,200	351,100				
89		292,700	329,600	351,500				
90		292,900	330,000	351,900				
91		293,100	330,400	352,300				
92		293,300	330,800	352,600				
93		293,700	331,300	353,000				
94		293,900	331,600	353,400				
95		294,100	332,000	353,800				
96		294,400	332,400	354,100				
97		294,800	332,600	354,600				
98		295,100	333,000	355,000				
99		295,400	333,400	355,400				
100		295,700	333,800	355,800				
101		296,000	334,000	356,300				
102		296,300	334,400	356,700				
103		296,600	334,800	357,100				
104		296,900	335,000	357,500				
105		297,200	335,100	358,000				
106			335,500					
107			335,900					
108			336,300					
109			336,500					
110			336,900					
111			337,300					
112			337,700					
113			337,900					

備考 この本給表は、薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師その他
医療技術職員に適用する。

別表第1-7

医療職員 本給表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900

37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		

82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
94	283,600	317,800	352,300	371,200			
95	284,600	318,500	353,000	371,700			
96	285,600	319,100	353,700	372,200			
97	286,500	319,800	354,200	372,800			
98	287,300	320,200	354,700	373,300			
99	288,100	320,900	355,200	373,800			
100	289,000	321,600	355,700	374,300			
101	289,800	322,000	356,200	374,900			
102	290,600	322,600	356,700	375,400			
103	291,400	323,200	357,200	375,900			
104	292,200	323,800	357,700	376,300			
105	292,900	324,200	358,000	376,900			
106	293,400	324,700	358,500	377,400			
107	293,900	325,200	359,000	377,900			
108	294,400	325,700	359,500	378,400			
109	294,600	326,100	360,000	379,000			
110	295,000	326,500	360,500	379,500			
111	295,200	326,900	361,000	380,000			
112	295,600	327,300	361,500	380,500			
113	295,900	327,700	362,000	381,100			
114	296,200	328,100	362,500				
115	296,600	328,500	363,000				
116	296,900	328,800	363,400				
117	297,200	329,100	363,800				
118	297,500	329,500	364,300				
119	297,800	329,900	364,800				
120	298,200	330,300	365,300				
121	298,500	330,500	365,700				
122	298,900	330,900	366,200				

123	299,300	331,300	366,700				
124	299,700	331,700	367,200				
125	299,900	331,900	367,600				
126	300,200	332,200					
127	300,600	332,600					
128	301,000	332,900					
129	301,200	333,000					
130	301,600	333,400					
131	302,000	333,800					
132	302,400	334,200					
133	302,600	334,500					
134	303,000	334,900					
135	303,400	335,300					
136	303,800	335,700					
137	304,000	336,000					
138	304,300	336,400					
139	304,700	336,800					
140	305,100	337,200					
141	305,300	337,500					
142	305,700	337,900					
143	306,100	338,300					
144	306,400	338,700					
145	306,500	339,000					
146	306,900	339,400					
147	307,300	339,800					
148	307,700	340,200					
149	307,900	340,500					
150	308,200	340,900					
151	308,500	341,300					
152	308,800	341,700					
153	309,200	342,000					
154	309,500						
155	309,700						
156	310,000						
157	310,400						
158	310,700						
159	311,000						
160	311,300						
161	311,700						
162	312,000						
163	312,300						
164	312,600						
165	313,000						
166	313,300						
167	313,600						

168	313,900						
169	314,300						

備考 この本給表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2

勤務箇所	職員欄	調整数
大学院	(1) 博士課程担当主任として研究指導に従事する者で、学長が認めるもの	三
	(2) 博士課程を担当する者で、学長が認めるもの（(1)に掲げる者を除く。）	二
	(3) 大学院を担当する者で、学長が認めるもの（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）	一
医学部附属病院	(1) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその助手 (2) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及びの助手 (3) 精神病棟を担当している看護部職員及び医師	二
	(1) 集中治療病棟を担当している看護部職員及び医師 (2) 外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者サービス課職員	一
教育学部附属特別支援学校	(1) 特殊教育に直接従事することを本務とする教諭、助教諭及び講師 (2) 養護教諭及び養護助教諭	二

別表第3

一般職 本給表

職務の級	調整基本額
1 級	1号俸 6,102 円
	2号俸 6,151 円
	3号俸 6,205 円
	4号俸 6,255 円
	5号俸 6,304 円
	6号俸 6,354 円
	7号俸 6,403 円
	8号俸 6,453 円
	上記以外 6,500 円
2 級	1号俸 8,361 円
	上記以外 8,400 円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,100円
7 級	12,000円
8 級	12,700円

一般職 本給表

職務の級	調整基本額
1 級	1号俸 5,472 円
	2号俸 5,512 円
	3号俸 5,557 円
	4号俸 5,598 円
	5号俸 5,643 円
	6号俸 5,688 円
	7号俸 5,733 円
	8号俸 5,778 円
	9号俸 5,814 円
	10号俸 5,859 円
	上記以外 5,900 円
2 級	7,400円
3 級	8,400円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

教育職 本給表

職務の級	調 整 基 本 額	
1 級	1号俸	7,299 円
	2号俸	7,393 円
	3号俸	7,483 円
	4号俸	7,573 円
	5号俸	7,663 円
	6号俸	7,776 円
	7号俸	7,888 円
	8号俸	8,001 円
	9号俸	8,113 円
	10号俸	8,239 円
	11号俸	8,361 円
	12号俸	8,482 円
	13号俸	8,604 円
	14号俸	8,689 円
	15号俸	8,775 円
	16号俸	8,860 円
	17号俸	8,950 円
	上記以外	9,000 円
2 級	1号俸	9,207 円
	2号俸	9,306 円
	3号俸	9,405 円
	4号俸	9,504 円
	5号俸	9,598 円
	6号俸	9,697 円
	7号俸	9,796 円
	8号俸	9,895 円
	9号俸	9,999 円
	10号俸	10,107 円
	11号俸	10,215 円
	12号俸	10,323 円
		上記以外
3 級	11,900円	
4 級	12,700円	
5 級	15,000円	

教育職 本給表

職務の級	調 整 基 本 額	
1 級	1号俸	6,696 円
	2号俸	6,763 円
	3号俸	6,831 円
	4号俸	6,898 円
	5号俸	6,970 円
	6号俸	7,056 円
	7号俸	7,137 円
	8号俸	7,218 円
	9号俸	7,299 円
	10号俸	7,393 円
	11号俸	7,483 円
	12号俸	7,573 円
	13号俸	7,663 円
	14号俸	7,762 円
	15号俸	7,861 円
	16号俸	7,960 円
	17号俸	8,064 円
	18号俸	8,181 円
	19号俸	8,293 円
	20号俸	8,406 円
	21号俸	8,518 円
	22号俸	8,595 円
	23号俸	8,671 円
	24号俸	8,748 円
	25号俸	8,815 円
	26号俸	8,892 円
		上記以外
2 級	1号俸	8,676 円
	2号俸	8,752 円
	3号俸	8,829 円
	4号俸	8,905 円
	5号俸	8,986 円
	6号俸	9,063 円
	7号俸	9,139 円
	8号俸	9,216 円
	9号俸	9,297 円
	10号俸	9,382 円
	11号俸	9,468 円

	12号俸	9,553 円
	13号俸	9,630 円
	14号俸	9,720 円
	15号俸	9,810 円
	16号俸	9,900 円
	17号俸	9,985 円
	18号俸	10,107 円
	19号俸	10,228 円
	20号俸	10,350 円
	21号俸	10,476 円
	22号俸	10,606 円
	23号俸	10,737 円
	24号俸	10,867 円
	25号俸	10,993 円
	上記以外	11,000 円
3 級	11,900円	
4 級	13,100円	

教育職 本給表

職務の級	調 整 基 本 額	
1 級	1号俸	6,696 円
	2号俸	6,763 円
	3号俸	6,831 円
	4号俸	6,898 円
	5号俸	6,970 円
	6号俸	7,056 円
	7号俸	7,137 円
	8号俸	7,218 円
	9号俸	7,299 円
	10号俸	7,393 円
	11号俸	7,483 円
	12号俸	7,573 円
	13号俸	7,663 円
	14号俸	7,762 円
	15号俸	7,861 円
	16号俸	7,960 円
	17号俸	8,064 円
	18号俸	8,181 円
	19号俸	8,293 円

	上記以外	8,400 円
2 級	1号俸	7,398 円
	2号俸	7,492 円
	3号俸	7,587 円
	4号俸	7,686 円
	5号俸	7,776 円
	6号俸	7,875 円
	7号俸	7,974 円
	8号俸	8,073 円
	9号俸	8,176 円
	10号俸	8,302 円
	11号俸	8,424 円
	12号俸	8,545 円
	13号俸	8,676 円
	14号俸	8,752 円
	15号俸	8,829 円
	16号俸	8,905 円
	17号俸	8,986 円
	18号俸	9,063 円
	19号俸	9,139 円
	20号俸	9,216 円
	21号俸	9,297 円
	22号俸	9,382 円
	23号俸	9,468 円
	24号俸	9,553 円
	25号俸	9,630 円
	26号俸	9,720 円
	27号俸	9,810 円
	28号俸	9,900 円
	29号俸	9,985 円
	30号俸	10,107 円
	31号俸	10,228 円
	32号俸	10,350 円
	33号俸	10,476 円
	34号俸	10,606 円
	35号俸	10,737 円
	36号俸	10,867 円
	上記以外	10,900 円
3 級	11,500円	
4 級	12,700円	

医療職 本給表

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,600円
5 級	10,500円
6 級	11,200円
7 級	12,200円
8 級	13,800円

医療職 本給表

職務の級	調整基本額
1 級	1号俸 6,898 円
	2号俸 6,961 円
	3号俸 7,029 円
	4号俸 7,092 円
	5号俸 7,155 円
	6号俸 7,222 円
	7号俸 7,290 円
	8号俸 7,357 円
	9号俸 7,416 円
	10号俸 7,492 円
	11号俸 7,564 円
	12号俸 7,636 円
	13号俸 7,704 円
	14号俸 7,794 円
	15号俸 7,884 円
	16号俸 7,974 円
	上記以外 8,000 円
2 級	1号俸 8,122 円
	2号俸 8,217 円
	3号俸 8,311 円
	4号俸 8,406 円
	5号俸 8,500 円
	6号俸 8,608 円
	7号俸 8,712 円
	8号俸 8,815 円
	9号俸 8,923 円
	10号俸 8,986 円
	11号俸 9,049 円

	12号俸	9,112 円
	13号俸	9,175 円
	14号俸	9,243 円
	15号俸	9,310 円
	16号俸	9,378 円
	上記以外	9,400 円
3 級	9,700円	
4 級	10,000円	
5 級	10,300円	
6 級	11,600円	
7 級	12,500円	

別表第4 - 1

組 織	役 職	区 分
大学	副学長（理事を除く。） 教育研究評議会評議員 学長特別補佐	二種 七種 七種
研究院	研究院長（博士課程を有する学部の長を兼ねる者に限る。） 研究院長（博士課程を有しない学部又は地域マネジメント研究科の長を兼ねる者に限る。） 研究院長（上記以外の者） 副研究院長	一種 三種 四種 十種
学部	学部長 副学部長 学科長	四種 十種 十種
大学院	研究科長（地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科に限る。） 副研究科長（地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科に限る。）	四種 十種
機構	大学教育開発センター長 総合生命科学研究センター長 センター等の長（上記以外）	九種 九種 十種
インタ - ナショナルオフィス	オフィス長 センタ - 長	九種 十種
保健管理センター	所長	九種
附属病院	附属病院長 附属副病院長 看護部長 薬剤部長	一種 九種 三種 五種
学部附属教育研究施設	教育学部附属教育実践総合センター長 農学部附属農場長	十種 十種
附属学校	校長（附属高松小学校の校長に限る。） 校長（上記以外の者），園長 教頭（附属高松小学校の教頭に限る。） 教頭（上記以外の者） 特別支援学校主事	六種 七種 五種 六種 八種
法人本部・事務部等	部長，事務部長 リーダー，課長	二種 五種

別表第4 - 2

本給表	職務の級	区 分	手当額
一般職員	8 級	二種	94,000円
	7 級	二種	88,500円
	6 級	二種	83,100円
		五種	62,300円
	5 級	五種	59,500円
4 級	五種	55,500円	
教育職員	5 級	一種	133,600円
		二種	106,900円
		三種	93,500円
		四種	86,800円
		五種	80,200円
		六種	66,800円
		七種	53,400円
		八種	42,800円
		九種	37,400円
		十種	26,700円
	4 級	一種	114,700円
		二種	91,700円
		三種	80,300円
		四種	74,500円
		五種	68,800円
		六種	57,300円
		七種	45,900円
		八種	36,700円
		九種	32,100円
十種		22,900円	
教育職員	4 級	六種	56,900円
	3 級	六種	54,200円
		八種	34,700円
2 級	八種	33,400円	
教育職員	4 級	五種	65,100円
		六種	54,300円
	3 級	四種	69,900円
		五種	64,500円
		六種	53,700円
医療職員	6 級	三種	75,800円
	5 級	三種	69,100円

別表第5

入試業務	一般入試		一般入試以外				大学入試センター試験
	前期・後期	推薦入試	編入学入試	社会人・外国人・帰国子女入試	大学院入試		
問題作成業務(実技<音・美・体>を除く)	60,000	20,000	20,000	10,000	20,000	-	
問題作成業務(実技<音・美・体>)	20,000	-	-	-	-	-	
問題作成業務(2次募集)	-	-	20,000	-	20,000	-	
本部要員	入試当日業務	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	8,000
問題点検業務		20,000	4,000	4,000	4,000	4,000	-
直前点検業務(一般入試)	入試当日業務	5,000	-	-	-	-	-
面接質問表作成業務		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	-
口述試験問題作成業務		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	-
試験監督	入試当日業務	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	8,000
試験監督(センター試験に係るリスニングテストのみの従事者)	入試当日業務	-	-	-	-	-	4,000
面接・実技検査等業務	入試当日業務	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	-
警備	入試当日業務	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	8,000
医師・看護師待機	入試当日業務	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	8,000
問題出題委員の待機	入試当日業務	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	土日・休日のみ支給 3,000	-
答案採点業務		20,000	4,000	4,000	3,000	3,000	-
合否判定資料作成業務		20,000	4,000	4,000	3,000	3,000	-
調査書等書類審査・検討業務		4,000	4,000	4,000	3,000	3,000	-

